

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 秘                  |                    |
| 指 定                | 厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長 |
| 無期限                |                    |
| 平成 17 年 8 月 26 日から |                    |
| 平成 27 年 8 月 25 日まで |                    |

基監発第0826001号

基安化発第0826001号

平成 17 年 8 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長

安全衛生部化学物質対策課長

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応に当たっての留意すべき事項について

標記については、平成17年8月26日付け基発第0826001号「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」により指示されたところであるが、この具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 石綿等が吹き付けられた建築物の把握

石綿等が吹き付けられた建築物（以下「対象建築物」という。）については、次の方法等により、幅広くその把握に努めること。

なお、

#### (1) 都道府県建築主務部との連携による把握

大規模な対象建築物については、国土交通省において別添1により、その把握について、各都道府県建築主務部に調査を依頼するとともに、情報の共有について通知しているので、各局においては、都道府県建築主務部と連携をとり、当該調査により把握された対象建築物の情報を収集すること。

また、当該調査結果は、各都道府県が9月15日及び追加依頼分（別添2参照）として10月14日までに国土交通省に報告することとされており、担当部局とはできるだ

け早期に打ち合わせを行うこと。

## (2) 関係事業者団体からの情報の把握

(1) 以外の対象については、種々の機会を利用して関係事業者団体に対して情報の提供を呼びかける等により、その把握に努めること。

なお、関係事業者団体として、対象建築物が比較的多く存在する製造業、運輸交通業、貨物取扱業、卸売業、大規模な小売業、倉庫業等の業種に係る事業者団体が考えられることに留意すること。

## 2 自主点検の実施

1 により把握した建築物を使用する事業場に対する自主点検については、別紙 1 の自主点検表を用いて実施するよう要請すること。

なお、都道府県が行った調査、指導の結果により重ねて自主点検を行う必要がないと判断されるものについては、その実施を省略して差し支えないこと。

## 3 監督指導又は個別指導の実施

には、監督指導又は個別指導を実施すること。

また、  
等を実施すること。

なお、監督指導等の実施に当たっては、平成17年7月28日付け基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」の記の第3の1の(2)に留意すること。

## 4 報告

自主点検及び監督指導等の実施状況については、別紙 2 により平成18年1月10日までに本省化学物質対策課に報告すること。

なお、監督指導等の復命書の写し及び事業場に交付した是正勧告書等の写しについては、本報告にあわせて提出を求めることがあることを申し添える。

## 吹き付け石綿に関する自主点検表

(平成 年 月 日)

|        |       |        |           |
|--------|-------|--------|-----------|
| 事業場の名称 |       | 代表者職氏名 |           |
| 所在地    | 〒 ( ) |        | 事業の種類     |
| 点検者職氏名 |       |        | 労働者数<br>人 |

- 平成元年以前に建築された建築物で、当該建築物の柱、壁、天井等に石綿が吹き付けられている場合又は不明の場合は、次の「点検項目」欄の間について、「点検の結果」欄の該当する番号の□にレ点を記入の上報告してください。

| 点検項目                                          | 点検の結果                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問1 建築物の建てられた時期は、平成元年以前ですか。                    | <input type="checkbox"/> ①平成元年以前<br><input type="checkbox"/> ②平成2年以降（以下の質問に答える必要はありません。）                                                                                               |
| 問2 建築物の設計図書等から、建築物の壁、柱、天井等に石綿が吹き付けられていますか。    | <input type="checkbox"/> ①石綿は使用されていない。（以下の質問に答える必要はありません。）<br><input type="checkbox"/> ②石綿が吹き付けられている。<br><input type="checkbox"/> ③わからない。                                              |
| 問3 建築物は、耐火・準耐火構造ですか。                          | <input type="checkbox"/> ①耐火・準耐火構造である。<br><input type="checkbox"/> ②耐火・準耐火構造ではない。                                                                                                      |
| 問4 石綿が吹き付けられている場所に労働者等は立ち入りますか。               | <input type="checkbox"/> ①立ち入ることはいない。（以下の質問に答える必要はありません。）<br><input type="checkbox"/> ②立ち入ることがある。                                                                                      |
| 問5 吹き付けられた石綿の状態はどのようになっていますか。                 | <input type="checkbox"/> ①損傷、劣化はみられない。（以下の質問に答える必要はありません。）<br><input type="checkbox"/> ②一部に損傷、劣化した部分がある。<br><input type="checkbox"/> ③損傷劣化した部分は、補修により飛散防止の措置を実施した。（以下の質問に答える必要はありません。） |
| 問6 損傷、劣化した部分について、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行う予定はありますか。 | <input type="checkbox"/> ①ある（平成 年 月 日までに実施予定）<br><input type="checkbox"/> ②当該建築物を立ち入り禁止にする予定<br><input type="checkbox"/> ③なし                                                           |

\* 本報告書を行政目的以外で使用することはありません。

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策についての実施報告

労働局

1 石綿建築物を使用している事業場の把握状況

都道府県からの情報提供によるもの

事業場

その他

事業場

2 自主点検の実施件数

事業場

事業場

事業場

3 監督指導又は個別指導の実施件数

件

件

件

(是正勧告書と併せて交付したものを除く。)

国住指第1049号  
平成17年7月14日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

民間建築物について、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴職におかれては、下記により、建築物の所有者に対して、当該建築物の吹付けアスベストの状況等について調査し、その結果を貴職あて報告するよう要請し、必要に応じ所有者等に対して、改修を指導するなどの適切な措置を講じるとともに、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 対象建築物

昭和31年頃から昭和55年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされている大規模（概ね1,000㎡以上）な建築物。

2 調査及び指導

【作業1】所有者等へのヒアリングや過去の調査結果をもとに、対象建築物を把握。

【作業2】調査・指導

所有者等に対し、目視、針により容易に貫通する否か等によりアスベストが吹き付けられているか否かを再確認を求め必要な指導を行う。

(1) 調査項目

室内又は屋外に露出してアスベストが吹き付けがなされた部分の有無

(2) 指導

アスベストが発散するおそれがある場合には、所有者等に対し、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わないようにするとともに、適切な除去、封じ込め等の対策を行うよう指導する。

(注) 指導に当たっては、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」及び日本石綿処理工業協会の「吹付けアスベスト処理施工マニュアル」等を参考とされたい。

3. 法令の遵守

アスベストの除去等にあたり、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守するよう指導を徹底されたい。

4. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況について集計の上、別添についてまとめ、平成17年9月15日までに本職まで報告するものとする。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

(別添)

都道府県名 \_\_\_\_\_

|                           | 建築物数 (棟) |
|---------------------------|----------|
| 調査をした建築物の数                |          |
| 露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の数 |          |
| 指導により対応済みの建築物の数           |          |
| 指導により対応予定*の建築物の数          |          |
| 指導中の建築物の数                 |          |
| 指導予定の建築物の数                |          |

※対応予定は期限を設定しているものに限る。

備考

事 務 連 絡  
平成17年7月29日

各都道府県建築・住宅主務課長 殿

国土交通省住宅局

建築指導課 課長補佐 石坂 聡

住宅総合整備課 課長補佐 榎橋 康英

住環境整備室 企画専門官 石崎 和志

民間建築物・公共建築物の吹付けアスベストに関する  
調査結果の取り扱いについて

民間建築物については、国土交通省住宅局建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により、また公共住宅については、平成17年7月14日付けで国土交通省住宅局住宅総合整備課長補佐及び住環境整備室企画専門官事務連絡により調査をお願いしているところですが、調査結果については、解体作業の指導等の際に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報の共有に努めてください。

※関係部局として想定される部局

建設部局（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など）

環境部局（大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）

労働部局（労働安全衛生法など）

消防部局（消防活動時の安全対策）

教育部局（学校施設等のアスベスト使用状況調査を実施）

民生部局（社会福祉施設等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

衛生部局（病院等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514

国住指第 1250 号

平成 17 年 8 月 8 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（追加依頼）

標記については、国土交通省建築指導課長より平成 17 年 7 月 14 日付国住指第 1049 号により通知しているところであるが、下記のとおり追加調査を依頼する。なお貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

## 記

### 1. 対象建築物

平成 17 年 7 月 14 日国住指第 1049 号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」の 1 対象建築物に昭和 56 年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストを含有するロックウール（別添 1 参照）の吹付けがなされている大規模（延べ床面積概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上）な建築物を追加する。

### 2. 調査及び指導

平成 17 年 7 月 14 日付国住指第 1049 号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」に準拠します。

### 3. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況及び平成 17 年 7 月 14 日国住指第 1049 号による調査結果のその後の改善状況を合わせて集計の上、別添 2 についてまとめ、平成 17 年 10 月 14 日までに本職まで報告するものとする。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

(別添2)

都道府県名 \_\_\_\_\_

|                               | 建築物数 (棟) |
|-------------------------------|----------|
| 調査をした建築物の数                    |          |
| 露出して吹付けアスベストがなされている建築物の数      |          |
| 指導により対応済みの建築物の数               |          |
| 指導により対応予定 <sup>*</sup> の建築物の数 |          |
| 指導中の建築物の数                     |          |
| 指導予定の建築物の数                    |          |

※対応予定は期限を設定しているものに限る。

※9月15日報告分のその後の改善状況等と合わせて集計すること。

備考

吹付けロックウール（耐火被覆材湿式工法）石綿含有商品一覧表

| 会社名                              | 石綿含有建築、設備等材料  |                    | 石綿含有商品<br>製造期間        | 石綿の種類  | 主な使用箇所                          |                                |
|----------------------------------|---------------|--------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|--------------------------------|
|                                  | 一般名           | 商品名                |                       |        | 建築物等種類                          | 使用部位                           |
| 日東紡績株式会社                         | 耐火被覆材<br>湿式工法 | スプレーウエット           | 1974 年<br>～<br>1987 年 | クリソタイル | 高層建築物（事務<br>所、ホテルなど）<br>倉庫<br>等 | S 造の<br>梁、柱、壁<br>エレベーターコア<br>等 |
| ニチアス株式会社                         |               | トムウエット             | 1970 年<br>～<br>1987 年 |        |                                 |                                |
| 株式会社エーアンドエーマテリアル<br>（（旧）株式会社アスク） |               | プロベストウエット          | 1972 年<br>～<br>1987 年 |        |                                 |                                |
| 太平洋マテリアル株式会社<br>（（旧）日本セメント株式会社）  |               | 太平洋スプレー<br>コートウエット | 1973 年<br>～<br>1989 年 |        |                                 |                                |

※ 出典：ロックウール工業会（平成 17 年 8 月現在）

※ 商品名：現在、同じ商品名で流通しているが石綿は混入されていない。

事務連絡  
平成17年8月8日

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課  
課長補佐 石坂 聡

民間建築物における吹付けアスベストに関する追加調査について

標記については、国土交通省建築指導課長より平成17年8月8日付国住指第1250号により通知したところですが、その具体的な内容は下記のとおりですので執務の参考としてください。

記

1. 平成17年8月8日付国住指第1250号の通知により、追加調査（平成元年まで）依頼の報告について10月14日までとしているところですが10月14日の報告については、昭和55年までの建築物調査の状況も含めまとめて（合計して）報告をお願いします。

|                 | 9月15日 | 10月14日 |
|-----------------|-------|--------|
| 昭和55年<br>までの建築物 | 報告必要  | 報告必要   |
| 平成元年<br>までの建築物  | 報告不用  |        |

別添2に追加部分もまとめて  
（合計して）記載してください。

2 エレベータの昇降路内にも吹き付けアスベストが見られるとの情報もあるので留意して下さい。

3 本件に関する問い合わせ先  
国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514

国住指第1250号

平成17年8月3日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（追加依頼）

標記については、国土交通省建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により通知しているところであるが、下記のとおり追加調査を依頼する。なお貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

## 記

### 1 対象建築物

平成17年7月14日国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」の1対象建築物に昭和56年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストを含有するロックウール（別添1参照）の吹付けがなされている大規模（延べ床面積概ね1,000㎡以上）な建築物を追加する。

### 2 調査及び指導

平成17年7月14日付国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」に準拠します。

### 3. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況及び平成17年7月14日国住指第1049号による調査結果のその後の改善状況を合わせて集計の上、別添2についてまとめ、平成17年10月14日までに本職まで報告するものとする。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

(別添 2)

都道府県名

|                          | 建築物数 (棟) |
|--------------------------|----------|
| 調査をした建築物の数               |          |
| 露出して吹付けアスベストがなされている建築物の数 |          |
| 指導により対応済みの建築物の数          |          |
| 指導により対応予定※の建築物の数         |          |
| 指導中の建築物の数                |          |
| 指導予定の建築物の数               |          |

※対応予定は期限を設定しているものに限る。

※9月15日報告分のその後の改善状況等と合わせて集計すること。

備考

吹付けロックウール（耐火被覆材湿式工法）石綿含有商品一覧表

| 会社名                              | 石綿含有建築、設備等材料  |                    | 石綿含有商品<br>製造期間        | 石綿の種類  | 主な使用箇所                          |                                |
|----------------------------------|---------------|--------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|--------------------------------|
|                                  | 一般名           | 商品名                |                       |        | 建築物等種類                          | 使用部位                           |
| 日東紡績株式会社                         | 耐火被覆材<br>湿式工法 | スプレーウエット           | 1974 年<br>～<br>1987 年 | クリソタイル | 高層建築物（事務<br>所、ホテルなど）<br>倉庫<br>等 | S 造の<br>梁、柱、壁<br>エレベーターコア<br>等 |
| ニチアス株式会社                         |               | トムウエット             | 1970 年<br>～<br>1987 年 |        |                                 |                                |
| 株式会社エーアンドエーマテリアル<br>（（旧）株式会社アスク） |               | プロベストウエット          | 1972 年<br>～<br>1987 年 |        |                                 |                                |
| 太平洋マテリアル株式会社<br>（（旧）日本セメント株式会社）  |               | 太平洋スプレー<br>コートウエット | 1973 年<br>～<br>1989 年 |        |                                 |                                |

※ 出典：ロックウール工業会（平成 17 年 8 月現在）

※ 商品名：現在、同じ商品名で流通しているが石綿は混入されていない。

事 務 連 絡  
平成17年7月29日

各都道府県建築・住宅主務課長 殿

国土交通省住宅局

建築指導課 課長補佐 石坂 聡

住宅総合整備課 課長補佐 樫橋 康英

住環境整備室 企画専門官 石崎 和志

民間建築物・公共建築物の吹付けアスベストに関する  
調査結果の取り扱いについて

民間建築物については、国土交通省住宅局建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により、また公共住宅については、平成17年7月14日付けで国土交通省住宅局住宅総合整備課長補佐及び住環境整備室企画専門官事務連絡により調査をお願いしているところですが、調査結果については、解体作業の指導等の際に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報の共有に努めてください。

※関係部局として想定される部局

建設部局（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など）

環境部局（大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）

労働部局（労働安全衛生法など）

消防部局（消防活動時の安全対策）

教育部局（学校施設等のアスベスト使用状況調査を実施）

民政部局（社会福祉施設等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

衛生部局（病院等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514